

ナカノ観光レポーター規約

◆第1条(目的)

1. 本規約は、ナカノ観光レポーター(以下、レポーターと表記)が、中野区の魅力的な観光情報を自らの視点で、区内在住・在勤・在学者をはじめ、周辺の地域住民など多くの人に伝えるとともに、中野区の活性化を目指すことを目的として活動を行うにあたって、中野区との間に必要な事項を定めるものである。

◆第2条(免責事項)

1. 取材及び投稿記事の作成は、レポーター自身の責任において行う。また次の項目に関して遵守するものとする。
 - (ア)掲載内容の保証
レポーターは、提供する観光情報(掲載対象の住所、電話番号、営業時間、定休日など)に細心の注意を払って記事を作成する。
 - (イ)トラブルについて
掲載内容においてトラブルが発生した場合、中野区は事前にレポーターに通知することなく、掲載記事を変更・公開停止できるものとする。その際、中野区はレポーターおよび取材先に対して一切の責任を負わないものとする。
2. 取材・記事作成において生じたすべてのクレームや事故、損害及び請求については、中野区が加入するボランティア保険の範囲内で補償する。

◆第3条(賠償および訴訟)

1. 本規約第2条2項において中野区に費用、賠償金等の金銭的負担が生じた場合、レポーターは当該費用および賠償金等(中野区が支払った弁護士費用を含む)を負担するものとする。

◆第4条(著作権)

1. レポーターから発信される情報の著作権は、中野区に提出された時点で中野区に帰属する。レポーターは中野区に情報を提出した時点で、権利を無償譲渡したものとみなし、内容の改変や公表の有無等について著作者人格権を行使せず、異議を申し立てないことを承諾するものとする。
2. レポーターは、中野区に提供した写真について、中野区がシティプロモーションに資する目的の範囲内で活用することを承諾するものとする。
3. 掲載記事は、一定期間(3年程度)を目処に中野区の判断で削除することがある。

◆第5条(依頼内容)

1. 中野区はレポーターに対し、取材に基づいた投稿記事を活動期間の間、原則月1本以上作成することを依頼する。
2. 取材先については、記事を作成する前に中野区の確認を受けるものとする。

3. 中野区は、作成記事の方向性について提案できるものとし、取り上げる内容が観光情報の発信としてそぐわないと判断した際には変更を求めることができる。
4. レポーターが作成した記事は、中野区による確認を受けることを義務とする。中野区は、文章表現の修正や、記載情報の再確認を依頼できるものとし、公開にそぐわないと判断したものは、公開不可とする場合がある。
5. 中野区は、レポーターが作成した記事について、公開時期を判断し調整できるものとする。
6. レポーターは、不適合な情報を掲載しないよう注意を払うものとする。中野区は、不適合な情報が発見された場合、予告無く情報を削除する場合がある。

【不適合な情報】

- (ア)著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉等、第三者の権利を侵害するまたはそのおそれのある内容を含む情報。
- (イ)他者のクレーム、誹謗中傷、各種トラブルに関する情報。
- (ウ)法令、公序良俗に反するまたはそのおそれのある内容を含む情報。
- (エ)公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、またはそれらに類する情報。
- (オ)わいせつな情報(ポルノ小説、ヌード写真、性的交渉の勧誘、グロテスク)に関わる情報。
- (カ)児童や青少年に対し著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発助長する情報。
- (キ)然るべき公設部門へ連絡すべき情報。
- (ク)確証する根拠のない情報。
- (ケ)利用者の端末に危害を与える情報。
- (コ)その他、中野区が不適当と判断した情報。

◆ 第6条(費用)

1. 取材・記事作成過程で発生した費用は、レポーターにて負担するものとする。

◆ 第7条(謝礼)

1. 原則月1本以上、記事を作成することを前提に、記事1本あたりの単価を2,000円(所得税込み。所得税はあらかじめ源泉徴収する)とし、中野区は四半期ごとに謝礼を支払う。
2. 謝礼は、中野区が公開可能と判断した記事に対し支払うこととする。

◆ 第8条(中野大好きナカノさん)

1. 希望するレポーターに対し、中野区シティプロモーションキャラクター「中野大好きナカノさん(ちびナカノさん)人形」を貸与する。
2. 「ちびナカノさん人形」の使用にあたっては、別途交付する「中野区シティプロモーションキャラクター人形貸出しガイドライン」に記載の留意事項および注意事項等を遵守することとする。

◆ 第9条(その他)

1. この規約に定めのない内容については、協議によって決定する。